

基労保発 0405 第 1 号  
平成 25 年 4 月 5 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
労 災 保 険 業 務 課 長

第三者行為災害における控除期間の見直しに伴う  
労災行政情報管理システム上の留意事項について

第三者行為災害における控除期間の見直しについては、平成 25 年 3 月 29 日付基発 0329 第 11 号により通知されたところであるが、労災行政情報管理システム（年金・一時金）における機械処理については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 第三者行為災害における控除期間の見直しに伴う労災行政情報管理システム（年金・一時金）のシステム改修については、平成 25 年度中に実施する予定としていること。
- 2 控除期間の見直しに伴い災害発生後 3 年を経過した事案について控除を行うのは平成 28 年 4 月 1 日以降となるため、改修後のシステムが稼働するまでの間、控除期間の見直しが適用となった年金給付が支給されることはないこと。
- 3 控除期間の見直しは平成 25 年 4 月 1 日以降に発生した災害について適用となるが、改修後のシステムが稼働するまでの間は、「支給停止検索」を行った場合、従前の控除期間（3 年を限度とする）による支給停止解除予定年月が表示されること。なお、改修後のシステムが稼働した後に当該検索を行った場合、見直し後の控除期間（7 年を限度とする）による支給停止解除予定年月が表示されること。
- 4 上記 3 のとおり、検索結果における支給停止解除予定年月は実際と異なる場合があることから、受給者等に対する説明時には十分に留意すること。